

豊能町西地区における公私連携幼保連携型
認定こども園設置に関する基本方針



令和7年5月

豊 能 町

目 次

第1章 基本方針の作成にあたって	1
1 基本方針作成の背景と目的	1
2 まちの将来像と施策	1
3 基本方針と第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画との関係	1
4 今後の進め方	2
第2章 就学前保育・教育の現状と課題	3
1 就学前人口の推移	3
2 就学前人口の推計	3
3 入所・入園者数の推移	4
4 施設別入所・入園者率の推移	4
5 吉川保育所とひかり幼稚園の職員の状況	5
6 吉川保育所とひかり幼稚園の施設の概要	6
7 子育て支援に関するアンケート調査結果報告書より	6
8 町の保育所・幼稚園・認定こども園の所園長等からの意見聴取	8
9 保育所と幼稚園の運営費	9
第3章 民営化による財政効果とその効果額の活用	10
1 限られた財源	10
2 整備事業費の比較	10
3 運営事業費の比較	11
4 民営化による効果額の活用	12
第4章 民営化に関する基本的な方針	13
1 公私連携幼保連携型認定こども園を設置する	13
2 施設規模・定員	14
3 設置場所の候補地	15
4 運営法人の選定	15
5 質の高い職員の確保と職員配置	16
6 保育・教育の内容等	16
7 三者協議会の設置	17
8 保育の質の確保と評価の方法	17
9 合同保育と引継ぎ保育	17
10 認定こども園開園までのスケジュール	18

第1章 基本方針の作成にあたって

1 基本方針作成の背景と目的

本町西地区においては、就学前児童数は減少していますが、その減少は緩やかです。また、吉川保育所については、保育ニーズが高く、定員数を上回る入所者数が続いている状況です。ひかり幼稚園についても、令和4年度以降の入園者数は横ばいの状況です。

建物については、吉川保育所の現有建物は昭和46年に設置、ひかり幼稚園は昭和55年に設置しており、設備も古く建物の老朽化は否めません。施設を建て替える場合、町の財政状況を鑑みたとき、民間法人の方が公立で建て替えるより国等の補助金は多く、財政負担は軽減されます。

また、就学前児童の保育・教育について質の高さを維持することや、更なる子育て施策の充実・より迅速に実現するには、民間法人の持つ柔軟性を活かすことが必要と考えます。

このようなことから、豊能町子ども・子育て審議会による令和4年1月の「豊能町西地区における認定こども園の設置について」の提言に基づき、三者協議会（保護者、運営法人、町）を設置し、保育・教育に対する考えや方法、在園（所）児に対する配慮や環境整備について、運営法人と一定期間の協定を結び、子どもと保護者の意見を反映することのできる公私連携幼保連携型認定こども園の整備を進めていきます。

2 まちの将来像と施策

豊能町総合まちづくり計画（令和4年度→令和13年度）では、地域とともにある魅力ある教育として、多様な教育ニーズに応え、未就学児から中学生まで一貫した教育を受けることができるよう、教育の体制を見直すとともに、地域とも連携し、子どもたち一人ひとりが社会を生き抜くための力を身につける取り組みを掲げています。そして、持続可能な行政運営の推進として、施設の再編・再配置を行い、合理化を図りつつ、補助金などを有効活用しながら財政運営を行うとともに、事業の民間委託、民営化の推進に取り組むことを掲げていますので、当基本方針に反映していくこととします。

3 基本方針と第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画との関係

本町では、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として平成26年度に第1期の同計画を策定、令和2年3月に第2期の同計画を策定、そして、令和7年3月に「第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画期間は、令和7年度から令和11年度です。

第3期の計画策定にあたっては、子育てに関するアンケートの実施、豊能町子ども・子育て審議会による審議やパブリックコメントを実施して、広く住民の方々から意見を募りました。第3期計画では、基本理念として「地域で育て、地域で育つ、子どもと子育て家庭を大切にすまち

とよの」を掲げています。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策では、「西地区においては、ひかり幼稚園と吉川保育所の統合と民営化を実施し、公私連携幼保連携型認定こども園の設置に向けた取り組みを進めます。」と計画しており、当方針も同様の方向性で進めることとします。

4 今後の進め方

公私連携幼保連携型認定こども園を設置するにあたり、まず町の方向性を保護者の皆様に説明し、十分な情報提供を行った上で、ご心配やご懸念を払拭することが大切であると認識しています。

運営法人選定にあたっては、保護者の代表の方にも委員として参加いただいて運営法人選定委員会を設置し、町と保護者の方と協議の上決定したいと考えています。運営法人選定後は、三者協議会（保護者、運営法人、町）を設置し、保護者の方のご意見をお聞きしながら進めていきます。



第2章 就学前保育・教育の現状と課題

1 就学前人口の推移

本町の令和7年の就学前人口は、令和3年と比べると5年間で東地区で10人減少、西地区で2人減少しています。町全体では、12人減少しているものの、西地区の減少は比較的緩やかです。

(各年4月1日時点) (単位：人)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			令和7年		
	東	西	合計												
0歳	10	28	38	8	41	49	10	36	46	4	27	31	8	38	46
1歳	10	37	47	10	35	45	8	39	47	10	41	51	4	35	39
2歳	9	40	49	12	45	57	10	42	52	9	46	55	11	43	54
3歳	15	52	67	10	41	51	12	53	65	11	45	56	11	52	63
4歳	10	61	71	15	53	68	10	48	58	10	61	71	12	48	60
5歳	14	61	75	10	63	73	16	55	71	11	50	61	12	61	73
合計	68	279	347	65	278	343	66	273	339	55	270	325	58	277	335
前年比	▲11	▲5	▲16	▲3	▲1	▲4	1	▲5	▲4	▲11	▲3	▲14	3	7	10

2 就学前人口の推計

本町の就学前人口を令和元年から令和5年の4月1日の住民基本台帳の人口を元に、コーホート変化率法により推計すると、毎年減少していくことが見込まれます。

(各年4月1日時点) (単位：人)

	令和8年			令和9年			令和10年			令和11年		
	東	西	合計	東	西	合計	東	西	合計	東	西	合計
0歳	6	26	32	6	25	31	6	24	30	6	22	28
1歳	7	32	39	7	30	37	7	29	36	6	28	34
2歳	4	37	41	7	37	44	7	35	42	7	34	41
3歳	10	53	63	4	41	45	7	41	48	7	39	46
4歳	9	57	66	9	60	69	3	46	49	6	46	52
5歳	9	54	63	9	60	69	9	63	72	2	49	51
合計	45	259	304	42	253	295	39	238	277	34	218	252

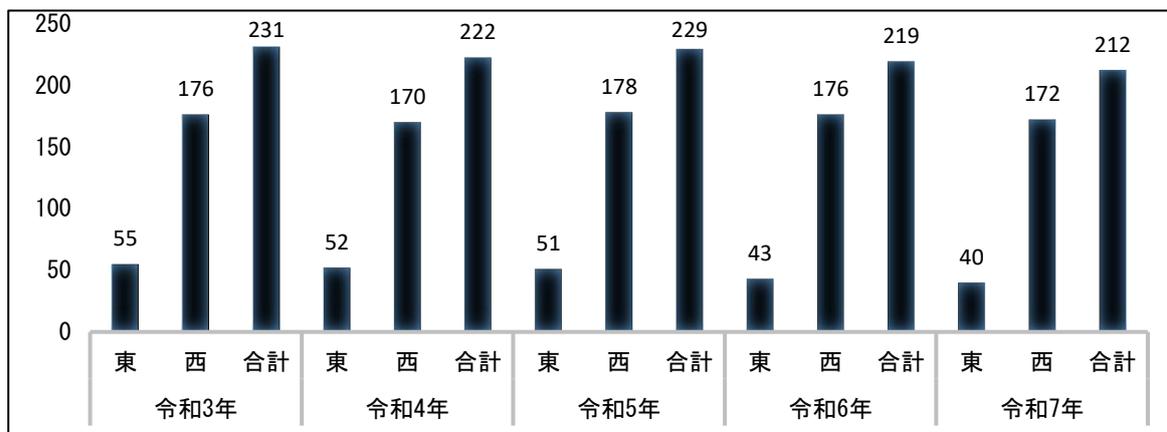
3 入所・入園者数の推移

町全体の令和3年から令和7年の入所・入園者数の推移では、19人の減少となっています。その内、東地区は、15人減少していますが、西地区は4名の減少と変動が少ない状況です。

(各年4月1日時点) (単位：人)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			令和7年		
	東	西	合計												
0歳	3	1	4	2	5	7	3	8	11	0	3	3	1	4	5
1歳	7	8	15	7	9	16	3	15	18	4	16	20	1	15	16
2歳	3	18	21	9	15	24	7	17	24	7	18	25	5	18	23
3歳	17	44	61	8	37	45	13	45	58	10	40	50	11	39	50
4歳	10	51	61	16	47	63	9	43	52	12	52	64	10	44	54
5歳	15	54	69	10	57	67	16	50	66	10	47	57	12	52	64
合計	55	176	231	52	170	222	51	178	229	43	176	219	40	172	212
前年比	▲8	▲19	▲27	▲3	▲6	▲9	▲1	8	7	▲8	▲2	▲10	▲3	▲4	▲7

*東は、ふたば園。 西は、吉川保育所とひかり幼稚園の合計



4 施設別入所・入園者率の推移

各年4月1日時点の町全体の入所・入園率は、次表のとおり令和3年度以降63%台から67%台で推移しています。

西地区においては、就学前児童数は若干減少していますが、入所園者数は横ばい状態です。また、参考として令和6年11月1日現在の入所園者数を示していますが、年度当初より入所者数は増加しています。特に0歳児の入所者数の増加は顕著であり、この傾向は毎年同様にみられます。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	参考：令和6年 11月1日現在	令和7年	
東地区就学前人口	68	65	66	55	57	58	
ふたば園	55	52	51	43	46	40	
入所・入園率	80.9%	80.0%	77.3%	78.2%	80.7%	69.0%	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	参考：令和6年 11月1日現在	令和7年	
西地区就学前人口	279	278	273	270	279	277	
吉川保育所	0歳	1	5	8	3	8	4
	1歳	8	9	15	16	15	15
	2歳	18	15	17	18	18	18
	3歳	22	19	18	22	23	20
	4歳	19	25	21	21	21	26
	5歳	21	23	26	22	21	21
	合計	89	96	105	102	106	104
ひかり幼稚園	3歳	22	18	27	18	17	19
	4歳	32	22	22	31	31	18
	5歳	33	34	24	25	25	31
	合計	87	74	73	74	73	68
保育所と幼稚園の合計	176	170	178	176	179	172	
入所・入園率	63.1%	61.2%	65.2%	65.2%	64.2%	62.1%	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	参考：令和6年 11月1日現在	令和7年	
町全体の就学前人口	347	343	339	325	336	335	
町全体の入所園者数	231	222	229	219	225	212	
入所・入園率	66.6%	64.7%	67.6%	67.4%	67.0%	63.3%	

5 吉川保育所とひかり幼稚園の職員の状況

令和7年4月1日現在、吉川保育所に勤務する職員は、正規職員（任期付き職員含む）が10名、会計年度任用職員が27名、派遣職員が6名、調理委託職員が7名です。

ひかり幼稚園に勤務する職員は、正規職員が5名、会計年度任用職員が18名、派遣職員はいません。給食については、光風台小学校で調理して提供しています。

なお、保育士と幼稚園教諭の新規採用については、令和元年度より任期付き職員として採用していますが、毎年の応募が数名程度と非常に少ない状況です。会計年度任用職員の任用についても人手不足により難しい状況であり、派遣会社に委託している派遣職員の契約についても、人手不足や施設の地理的な問題等もあり苦慮している状況です。

現在の就学前の保育・教育についての大きな課題の一つが、保育士と幼稚園教諭の確保をどのように円滑に行っていくかということです。

6 吉川保育所とひかり幼稚園の施設の概要

吉川保育所とひかり幼稚園の現有建物は、築40年以上が経過しています。施設の老朽化も進んでおり、毎年施設や設備の修繕を行っています。

吉川保育所では、定員数を超える入所希望があります。必要な保育士数を配置して保育の質や安全性を確保しつつ、弾力化により定員数以上を受け入れている状況です。

ひかり幼稚園は、定員数内での入園者数となっています。

二つの施設とも建て替え若しくは大規模改修を早急に行う必要があります。また、保育所入所者数が毎年多いことと、幼稚園入園者数が少ないことを踏まえ、定員数も十分検討して新たな認定こども園の設置を進める必要があります。

		吉川保育所	ひかり幼稚園
位置		吉川201番地	新光風台1-5-1
設置年		昭和31年	昭和55年
現有建物設置年		昭和46年	昭和55年
現有建物改修等		平成7年・平成11年増築 平成16年大規模改修	昭和56年・平成2年増築
敷地面積		2,410.80㎡	2,289㎡
延床面積		984.25㎡	1,131㎡
定員	0歳児	8人	—
	1歳児	15人	—
	2歳児	18人	—
	3歳児	49人	35人
	4歳児		35人
	5歳児		35人
	合計	90人	105人

7 子育て支援に関するアンケート調査結果報告書より

第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、令和6年4月に子育てをされている家庭の現状・ニーズを把握するため、就学前児童については、豊能町在住の0～6歳児まで（就学前児童）の保護者と令和6年4月～令和7年3月に出産予定の妊婦を対象に調査を実施しました。この調査より本基本計画の参考となる調査結果を次のとおり抜粋します。

(1) 定期的に利用したいと考える施設

①幼稚園や保育所、認定こども園などの施設やサービスを、現在利用している、利用していないにかかわらず、平日（月曜日から金曜日）にお子さんに「定期的に」利用させたい、あるいは、保護者が定期的に利用したいと考える施設は何ですか（回答者数 172 名。複数回答可）

1	認可保育所（町役場）に申し込んで入る公立保育所や私立保育園で定員 20 人以上のもの	91 名 52.9%
2	幼稚園＋幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かり保育を利用している）	70 名 40.7%
3	認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）	62 名 36.0%

*他の選択項目は、「幼稚園（通常の就園時間だけ）」、「ファミリー・サポート・センター」、「事業所内保育」、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」「居宅訪問型保育」など

(2) お子さんが病気になった時の対応について

①この 1 年間で、お子さんが病気で幼稚園、保育園や認定こども園などの施設やサービスを受けられなかった場合の対応はどのようにされましたか（回答者数 122 名。複数回答可）

1	母親が仕事を休んだ	82 名 67.2%
2	父親が仕事を休んだ	36 名 29.5%
3	ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった	35 名 28.7%

*他の選択項目は、「働いていない父親か母親が子どもをみた」、「ベビーシッターを利用した」など

②利用する場合、いずれのサービスが望ましいと思われますか（回答者数 40 名。複数回答可）

1	小児科に併設した施設で子どもをみてくれるサービス	34 名 85.0%
2	幼稚園・保育所・認定こども園などに併設した施設で子どもをみてくれるサービス	31 名 77.5%
3	民間事業者などが自宅を訪問し、子どもをみてくれるサービス	7 名 17.5%

*他の選択項目は、「ファミリー・サポート・センターに登録している近所の人などがその自宅などで子どもをみてくれるサービス」など

③子どもが病気のために仕事を休んだ方で、できれば病気の子どものための保育施設を利用したいと思われましたか（回答者数 88 名）

1	利用したいと思わない	46 名 52.3%
2	できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい	40 名 45.5%

* 2 名は無回答

（3）調査結果報告書の考察

① 定期的に利用したい施設について

最も利用したい施設は、認可保育所という調査結果でしたが、調査時は、吉川保育所がひかり幼稚園やふたば園（認定こども園）より入所園者数が多い状況でした。保育所、幼稚園、認定こども園で調査票を保護者に配布して実施したため、入所園者数に比例して結果が出ていると思われるので、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園の設置を進めていきます。

② お子さんが病気になった時の対応について

調査結果では、お子さんが病気になった時は、できれば子どものための保育施設を「利用したいと思わない」が 52.3%、「できれば仕事を休んで子どもをみたい」が 45.5%、でした。この背景には、本町では子どもが病気になった時は、母親、父親や祖父母等が仕事を休んで子どもの世話をされることが非常に多いという調査結果があります。しかし、一方では、幼稚園・保育所・認定こども園若しくは小児科に併設した施設で子どもをみてるサービスを望む方が約 80%でした。

このようなことから、医療機関との連携並びに、看護師や保育士の確保の問題など課題がありますが、町内で病児・病後児保育を実施するための調整を行います。

8 町の保育所・幼稚園・認定こども園の所園長等からの意見聴取

公私連携幼保連携型認定こども園設置運営にあたり、所園長等から意見聴取を行いました。現場目線から得た意見を今後の参考とするとともに、設置法人任せにするのではなく、町も関与してより良い認定こども園の設置運営に活かしていきます。

（1）配置についての意見

学校や福祉施設などとの隣接は、日常生活の中でおのずと交流も図れ、双方にとってメリットが大きいと思います。公園が近いとより魅力的です。住宅地との隣接は、様々な面から十分な検討が必要であると思います。園舎は、理想は平屋で保育室は南向き、園庭は住宅や道路などから見えない工夫、乳幼児用には、屋根のある広場の設置が望ましいです。調理室は、においを感じられるような距離が望ましく、おやつを食べたりするテラスやバルコニーも子どもたちにとって良いスペースとなります。施設全体については、防犯灯や防犯カメ

ラを設置した安全対策が図られ、保育室の鍵の位置やコンセントの位置と数についても十分配慮してほしいです。(意見の抜粋)

(2) 各保育室等についての意見

施設が2階建ての場合は、0歳児の保育室は絶対に1階が良いです。1～3歳児の保育室についても園庭にすぐ出られる1階が理想的で、そして、同年齢は隣同士の部屋が望ましいです。また、保育室の工夫としては、バリアフリーで外が見える低い窓の設置、季節外等の保育教材やおもちゃなどを収納できる納戸の設置、色合いについては、薄いクリーム色やウッドディな雰囲気が良いです。トイレについては男女とも個々に仕切りがほしいです。トイレや手洗い場の水道は、センサータイプとひねるタイプの両方が望ましいです。(意見の抜粋)

(3) 保育・教育の継承についての意見

現在大切にしている民間になっても継承してほしいのが、人権を大切にする保育・教育です。例えば、自主的に自分で考えて行動しようとする力を育むこと、人の話を聞き気持ちを表現する力を育むこと、自然体験や動植物とふれあうことにより豊かな感性を育むこと、個々の子どもの発達に応じた支援を行うことなどです。

行事(誕生会、四季の催し等)については、大がかりなものではなく、子どもと一緒に楽しめること、入園式や卒園式も子どもの負担にならないよう子どもを中心にみんなでお祝いするというを考えて行うこと、そして、これまで行ってきた和太鼓、竹馬、けん玉なども適宜組み入れていただきたいです。また、今まで培ってきた地域とのつながりを大切に、地域と関わることで故郷の良さを知る試みや、保幼小中一貫教育の取組みの一つである小学校との接続・段差をなくすための所園児と小学生の交流会や合同体育授業等も引き続き行っていただきたいです。(意見の抜粋)

9 保育所と幼稚園の運営費

公立保育所の運営経費は、平成16年度からは国が負担していた保育所運営費の国庫負担金が三位一体改革により一般財源化され、全額が町負担となりました。

なお、その運営費は、普通交付税の基準財政需要額に算入され、算定された額が普通交付税で交付されています。

公立幼稚園の運営費も同様に全額が町負担ですが、普通交付税の基準財政需要額に算入され、算定された額が普通交付税で交付されています。

このようなことから、町の財政状況も厳しい状況ですので、公立での保育所と幼稚園の運営を続けるより施設を民営化して設置主体を民間法人とすることにより、国等の補助金により町の運営負担額の大幅な軽減を図れること。そして、施設の建替え等についても、公立設置から民間法人設置にすることにより国等の補助金が多くなり町の負担額が少なくなりますので、財政負担の面からも保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ民間法人による認定こども園の設置を進めます。



第3章 民営化による財政効果とその効果額の活用

1 限られた財源

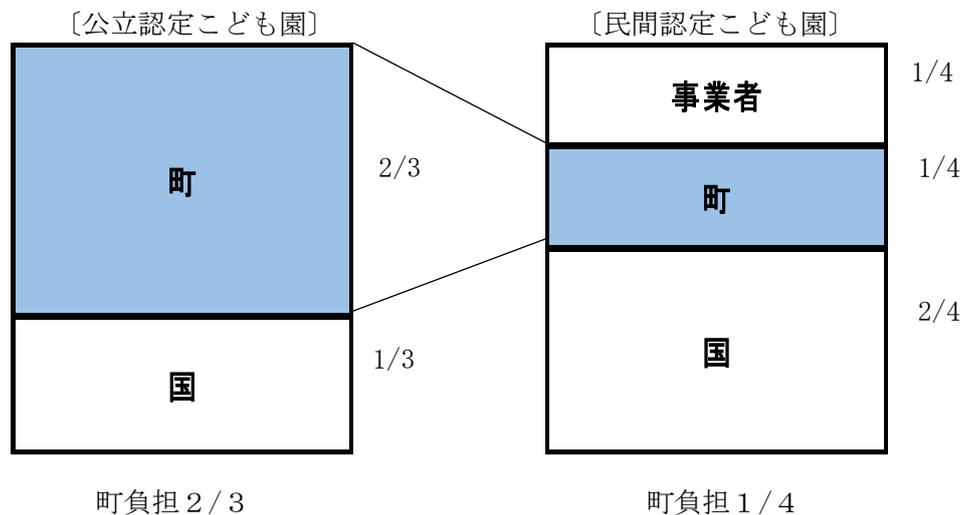
町の財政状況は、町税の減少傾向が止まらず、普通交付税等の依存財源の占める割合が大きくなっており、国の財政措置次第で大きく左右される構造となっています。そして、コロナ禍以降の国の臨時経済対策の動向や、物価高騰による経費の増加傾向、小中一貫校や公共施設再編等の大規模投資が連続し、財政調整基金は減少していく状況です。

老朽化した吉川保育所とひかり幼稚園を新たに整備するには、令和4年1月の豊能町子ども・子育て審議会からの提言を踏まえ、幼保連携型認定こども園として民営化し、民間活力の導入と限られた財源と国等の補助金を活用して課題解決に向けた対応を実施していきます。

2 整備事業費の比較

認定こども園の整備については、こども家庭庁の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱により、町の財政負担額は下図のとおり、公立認定こども園新設では整備事業費の2/3、民間認定こども園新設では整備事業費の1/4となります。例えば、整備事業費を6億円とした場合、公立設置では4億円、民間設置では1億5千万円が町負担額となり、財政効果額は、2億5千万円となります。

【公立認定こども園と民間認定こども園の財源イメージ図】



3 運営事業費の比較（令和5年度決算ベース）

運営費において現状の町立の保育所と幼稚園に通う児童1人当たりの町負担額と、施設を統合した場合の民間の認定こども園に通う児童1人当たりの町負担額を比較すると、町立は民間の約2倍になっています。

◆町立所園に対する町の財政負担（吉川保育所定員90名、ひかり幼稚園定員110名）

	①	②	③	④	⑤
吉川保育所 (A)	(歳入)	(歳出)	町負担額	在籍数	1人あたり 町負担額/年 ③÷④
	・保育料 (0~2歳児) ・給食費 ・地方交付税等	・人件費 ・管理運営費	②-①	104名	
	43,860千円	195,950千円	152,090千円		1,462千円
ひかり幼稚園 (B)	(歳入)	(歳出)	町負担額	在籍数	1人あたり 町負担額/年 ③÷④
	・預かり保育料 ・通園バス使用料 ・給食費 ・地方交付税等	・人件費 ・管理運営費	②-①	74名	
	13,550千円	94,400千円	80,850千円		1,093千円
(A) + (B)	(歳入)	(歳出)	町負担額	在籍数	1人あたり町負担 額/年 ③÷④
			②-①	178名	
	57,410千円	290,350千円	232,940千円		1,309千円

◆民間園に対する町の財政負担（幼保連携型認定こども園定員190人）

民間園は、国・府・町が負担する施設型給付費により運営されています。施設型給付費の算定基準である公定価格は、民間園の規模や地域により国が定めています。施設型給付費の国・府・町の負担割合は、公定価格から利用者負担額（保育料等）を差し引いた額に対して国が1/2、府が1/4、町が1/4を負担する仕組みになっています。

	①	②	③	④	⑤	⑤
定員190人 規模の民間 認定こども園	施設型給付費 (公定価格- 利用者負担 額)	施設型給付費 町負担額 ①×1/4	民営化に伴う 単独町負担額	町負担額合計 ②+③	在籍数	1人あたり 町負担額/年 ④÷⑤
					178名	
	147,220千円	36,805千円	75,220千円	112,025千円		629千円

*定員190人の内訳は、1号教育標準時間認定（現在の幼稚園児3~5歳）70人、2号保育標準・短時間認定（現在の保育所児童3~5歳）75人、3号保育標準・短時間認定（現在の保育所乳児0~2歳）45人としました。

*公定価格は、こども家庭庁HPの「子ども・子育て支援制度における公定価格の試算ソフト」を使用して算出しました。

*民営化に伴う単独町負担額については、現在の公立と同じ保育サービスを提供する場合、1歳児対応保育士割合を町基準の5:1（国基準6:1）、看護師配置、支援保育補助

金、民間認定こども園町助成金等を見込んだ額としました。

4 民営化による効果額の活用

◆町全体の考え方

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたります。これらの施策の推進に効果額を活用していきます。

◆とよのすくすくプラン施策目標の実施に向けて

第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画 とよのすくすくプランでは、施策目標を定めて取り組みを推進していくこととしています。民営化による効果額については、乳幼児期の保育・教育の質の向上を図るため、プランに示された様々な取り組みに活用していきます。

そして、令和7年度以降には、同プランの新たな施策目標である次の事業にも取り組むにあたり、効果額を活用していきます。

- ・子ども誰でも通園事業の実施
- ・子ども家庭センターの開設



第4章 民営化に関する基本的な方針

町立の保育所と幼稚園を再編して、運営主体が民間法人である公私連携幼保連携型認定こども園へ移行するにあたっては、在園（所）児や保護者の不安解消を図り、環境の変化に伴う子どもへの影響を回避し、安定した園生活を継続できるようきめ細かな引継ぎを行います。そして、これまで町で培ってきた質の高い保育・教育サービスのノウハウ並びに、本町の大きな特色である保幼小中一貫教育の継承を行います。

1 公私連携幼保連携型認定こども園を設置する

公私連携幼保連携型認定こども園は、民設民営でありつつ市町村の関与を明確にして、民間法人（学校法人又は社会福祉法人）の内、運営を継続的かつ安定的に行うことができる法人に運営を移管する制度です。町と法人が協定を交わすことにより、これまで公立の保育所や幼稚園で培ってきた保育・教育の継承並びに、在園（所）児への配慮について十分な引継ぎが可能になります。

◆公私連携幼保連携型・公立・民間の認定こども園の比較

① 公私連携幼保連携型認定こども園
<ul style="list-style-type: none">◆公立から民営に移行の場合、保護者代表、運営法人、町の三者間で三者協議会を設置して諸事業を協議する場を持つことにより、長年培われた保育・教育のノウハウが継承される。◆民営化後の保育・教育内容や運営について報告聴取や立入検査、さらに是正勧告を行うなど厳正な指導が可能である。◆運営法人による柔軟な運営が期待できる。◆運営法人が撤退した場合、在園児の受皿が必要になる。
② 公立認定こども園
<ul style="list-style-type: none">◆長年培われた保育・教育のノウハウが継承される。◆経験豊富な保育士・教諭が比較的多い。◆廃業が心配ない（認定こども園が財政的理由等で廃園にならない）。◆施設整備、維持管理が年次計画となり、町の財政状況に左右される可能性がある。
③ 民間認定こども園
<ul style="list-style-type: none">◆運営法人による柔軟な運営が期待できる。◆公立から民営に移行の場合、民営化直前・直後は運営主体の変更や職員の入れ替わり等により、入園児童や保護者に不安感を与える恐れがある。◆運営が民間法人のため、事業悪化による教育・保育への影響が懸念される。◆運営法人が撤退した場合、在園児の受皿が必要になる。

◆協定に定める事項

公私連携幼保連携型認定こども園は、町と運営法人が協定を締結し、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき保育・教育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされています。当該協定に定める事項として、次の事項が法律上定められています。

○就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

第34条第2項

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称、所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育等に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

2 施設規模・定員

施設の規模については、西地区は就学前人口が減少しているにもかかわらず、保育所と幼稚園の入園（所）児数は、令和6年度までの4年間は横ばい状態です。このような状況を鑑みて、入園（所）を希望する保護者が全て可能となるよう定員数を定めます。

定員：190人（想定）

対象年齢：0～5歳児

施設の種類：公私連携幼保連携型認定こども園

敷地面積：約3,500㎡（保護者駐車場、園バス駐車場含む）

○施設定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定	—	—	—	20	25	25	70
2・3号認定	9	18	18	25	25	25	120
計	9	18	18	45	50	50	190

3 設置場所の候補地

施設の設置場所は、西地区の公共施設再編整備計画全体の中で決定します。

設置場所は、既存の町有財産（土地）の活用が財政面から望ましく、次の場所を候補地とします。

○候補地＝西地区公共施設再編計画地の一画（吉川支所（東ときわ台1-2-3）等周辺）

令和4年1月の豊能町子ども・子育て審議会からの提言「豊能町西地区における認定こども園の設置について」に基づき、令和8年4月1日開校予定の豊能町立とよの西学園に隣接する場所

*設置場所の土地については、令和21年3月31日まで無償貸与とします。その後は、町と運営法人との協議により定めることとします。



4 運営法人の選定

民営化後の設置主体は、保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い保育・教育を確保できる民間法人（学校法人、社会福祉法人）とします。選定にあたっては、学識経験者や保護者等から構成する認定こども園設置及び運営法人選定委員会を設置し、プロポーザル方式（企画競争入札）で行います。書類選考、ヒアリング及び経営状況調査等を行うとともに、選考の公平性・透明性を確保します。また、民間法人の募集に当たっては、現在の保育サービスは維持することとし、新たな保育サービスの提案を求めることとします。

<新たな保育サービスの提案例>

- ・病児、病後児保育事業
- ・延長保育事業（保育時間の延長）
- ・休日保育事業
- ・一時預かり事業（休日保育等）
- ・こども誰でも通園制度
- ・通園バスの運行（広域）
- ・課外活動・個性をのばすプログラム（絵画・音楽・体育・学習等）
- ・地域との連携、貢献に関する取組み

5 質の高い職員の確保と職員配置

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置に努めることとします。

職員配置は、次のとおりとします。

歳 児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
職員配置	3対1	5対1	6対1	1.5対1	2.5対1	2.5対1

* 1歳児の国基準は6対1ですが、現在の公立保育所の配置基準に準じ、民営化後も5対1とします。

* 特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置することとします。

6 保育・教育の内容等

新たに設置する公私連携幼保連携型認定こども園の保育・教育の実施にあたっては、運営法人と町が協定書により認定こども園法第34条第2項の事項を定めるとともに、次の事項についても豊能町教育基本指針等に基づき、乳幼児期の保育・教育の推進に協力する旨を明記します。

- ① 保幼小中一貫教育として15年間の「学び」と「育ち」をつなぐ教育を継続し、町内の小中学校（義務教育学校）や認定こども園ふたば園と連携を図り、課題の共有の場を設けるとともに、当該教育に関する研修会の開催や参加、異校種・異学年や多様な人との交流などを進めることとします。
- ② 民営化前の町立の保育所と幼稚園の保育・教育目標である「しなやかな心と体を持ち、生き生きと遊ぶ子ども」の全体的な計画を参考とするとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施することとします。
- ③ これまで町立の保育所と幼稚園が担ってきた障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の積極的な受け入れを義務づけることとします。
- ④ これまで町立の保育所と幼稚園が培ってきた地域との交流を継続することとします。

7 三者協議会の設置

保護者代表、運営法人、町の三者間で、移行に伴う諸事情について協議し、合意形成を図るため、三者協議会を設置します。

① 協議事項等

設置主体が民間法人に移行することに伴い、発生する諸事項について協議します。

<想定する協議内容>

- ・運営の引継ぎ
- ・保育内容（特別支援教育、園行事、服装、持ち物等）
- ・給食関係（アレルギー、献立等）
- ・保護者会
- ・保護者からの提案 等

② 設置時期

運営法人選定後の2ヶ月後（予定）

③ 設置期間

公私連携幼保連携型認定こども園開園5年後までを原則とします。

8 保育の質の確保と評価の方法

町は、保育サービスの質を確保するための指導検査を定期的かつ計画的に実施するなど、町の役割を十分に果たします。また、運営法人は、施設の管理運営や提供する保育サービスについて、保護者アンケート等を踏まえた自己評価を実施するとともに、認定こども園法施行規則第25条に規定する第三者評価を受審するものとします。

9 合同保育と引継ぎ保育

公私連携幼保連携型認定こども園開園にあたり、在園（所）児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うため、開園1年前に運営法人の職員が吉川保育所とひかり幼稚園それぞれに勤務して合同保育を行います。そして、開園後は、町職員を派遣して引継ぎ保育を行うことにより年間行事等を含めた保育内容の継続を図り、移管をよりスムーズに行い、子ども、保護者と運営法人の信頼関係を築きます。

10 認定こども園開園までのスケジュール

公私連携幼保連携型認定こども園の設置運営法人を選定するにあたり、設置場所の決定が不可欠ですが、現在、町では西地区の公共施設再編整備計画を策定中であり、その計画の中で具体的な場所を決定します。設置場所決定後の認定こども園開園までの基本的なスケジュール(予定)は次のとおりです。

【認定こども園開園までの基本的なスケジュール(予定)】

令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所決定 ・保護者説明会 ・運営法人選定委員会設置 ・運営法人公募条件の調整・確定 	
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・運営法人選定／公表 ・協定締結 ・三者協議会設置 ・保護者アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 ・補助事業協議(随時)
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・三者協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金内示 ・実施設計 ・工事着工
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・三者協議会 ・合同保育 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事 ・新園舎完成
令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公私連携幼保連携型認定こども園開園 ・引継ぎ保育 ・三者協議会 	

